

運転免許証の翻訳文作成者の追加に関する交換書簡

(公益財団法人日本台湾交流協会側)

書簡をもって啓上致します。本会長は、2007年8月8日に作成した「運転免許証の相互承認に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め」の1.(2)(c)に関連し、次のとおり事前に通知致します。

1. 台湾の運転免許証に添付する日本語による翻訳文の作成者として、「ジップラス株式会社」を新たに追加することとする。
2. 日本の国家公安委員会が上記法人を日本語による翻訳文の作成者として指定した日に効力を生ずる。

本会長は以上を申し進めるに際し、ここに貴会長に敬意を表します。

2021年2月5日 東京で

公益財団法人日本台湾交流協会会長

大橋光夫

台湾日本関係協会会長
邱義仁 殿

(訳文)

書簡をもって啓上致します。本会長は、運転免許証の翻訳文作成者の追加に関する貴会長の2021年2月5日付け書簡を受領しました。

1. 台湾の運転免許証に添付する日本語による翻訳文の発行者として、「ジップラス株式会社」を新たに追加することとする。
2. 日本の国家公安委員会が上記法人を日本語による翻訳文の作成者として指定した日に効力を生ずる。

本会長は、貴会長の右書簡により事前に通知のあった上記について同意致します。

本会長は以上を申し進めるに際し、ここに貴会長に敬意を表します。

2021年2月19日 台北で

台湾日本関係協会会長
邱義仁

公益財団法人日本台湾交流協会会長
大橋光夫 殿